

維持保全計画サポートサービス  
メンテナンス・修繕依頼先相談及び修繕記録保存サービス約款

(適用)

- 第1条 この利用約款は、株式会社E R Iソリューション（以下「当社」といいます。）が提供する維持保全計画サポートサービスにおける「メンテナンス・修繕依頼先相談及び修繕記録保存サービス」を利用する場合に適用されます。
- 2 この利用約款に定めのない事項については、維持保全計画サポートサービス基本利用約款（以下「基本約款」といいます。）が適用されるものとし、この利用約款に定めと基本約款の定めが矛盾抵触する場合は、この利用約款が基本約款に優先して適用されるものとします。
- 3 この利用約款において使用する用語で、この利用約款に定めのないものは、基本約款に定める意味を有するものとします。

(サービス内容)

- 第2条 この利用約款において「メンテナンス・修繕依頼先相談及び修繕記録保存サービス」（以下「修繕相談・記録保存サービス」といいます。）とは、下記サービスをいうものとします。
- (1) 対象住宅の維持保全、メンテナンス・修繕・補修に関する相談
  - (2) 利用者からの要望に応じた対象住宅のメンテナンス・修繕・補修業者（以下「修繕・補修業者」といいます。）の紹介
  - (3) 修繕・補修業者が利用者に対して作成・提出するメンテナンス・修繕・補修の内容を記録した報告書（以下「修繕報告書」といいます。）の写し（電子データ）の一定期間保存

(申込み方法等)

- 第3条 修繕相談・記録保存サービス利用希望者は、基本約款及びこの利用約款が適用されることに同意のうえ、当社のウェブサイト上の維持保全計画サポートサービス申込みページの申込みフォームに所定の事項を入力することにより申込みを行うものとします。
- 2 当社が、前項の申込みについて、必要な事項が入力されていることを確認できたときは、当社より電子メールにより通知します。
- 3 修繕相談・記録保存サービスには、基本約款第4条（申込み・契約の成立）は適用されないものとします。

(修繕・補修業者紹介)

- 第4条 利用者は、対象住宅に関して、修繕・補修業者の紹介を求めることができます。この場合、利用者は、修繕・補修業者の紹介に必要な利用者の情報を、当社が利用者に代わり修繕・補修業者に提供することについてあらかじめ同意するものとします。
- 2 当社は、利用者の要望、対象住宅の状況等に応じて、適当と考えられる修繕・補修業者の候補先（以下「紹介先」といいます。）を紹介します。ただし、適当と考えられる紹介先がないときは、紹介できない場合があります。
  - 3 利用者は、自らの判断により、紹介先に連絡するものとします（連絡しないこともできます。）。
  - 4 利用者は、自らの判断により、契約を締結する必要がある場合に紹介先と対象住宅にかかるメンテナンス・修繕・補修に関する契約を締結し、又は締結しないものとします。
  - 5 当社は、利用者と紹介先が前項の契約を締結すること、しないこと、契約の内容等に関し、一切関与しません。
  - 6 当社は、紹介先の契約履行、信用等について何ら保証するものではありません。万一、利用者と紹介先との間で紛争が生じ、又は修繕・補修等に起因して利用者に損害が生じて、当社は何ら責任を負うものではありません。

（修繕記録の保存）

- 第5条 利用者は、当社が紹介し、利用者が修繕・補修等に関する契約をした修繕・補修業者が作成した修繕報告書の写し（電子データ）（以下単に「修繕報告書」といいます。）を当社で保存することを求めることができます。この場合、利用者は、当社が利用者に代わり、修繕・補修に関する契約を締結した業者から、修繕報告書及び修繕報告書に記載された情報の提供を受けることについてあらかじめ同意するものとします。
- 2 修繕報告書の保存期間は、当社が修繕報告書を受領した日から5年間とし、当社は、保存期間中、善良な管理者の注意をもって修繕報告書を保存するものとします。
  - 3 当社は、前項の保存期間が終了したときは、遅滞なく、修繕報告書の電子データを消去するものとします。この場合、利用者に対して、通知はしません。

以上

制定：2022年10月24日